

令和8年度下関市ごみ組成調査業務

仕 様 書

令和8年4月

下 関 市

# 第1章 総 則

## 1. 仕様書の適用

本仕様書は、業務に適用する。

## 2. 業務の内容及び範囲

業務の内容及び範囲は、第2章の特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）の内容及び範囲による。

ただし、仕様書に明記のない事項であって、業務に必要な事項が生じた場合は、遅滞なく甲と協議の上、決定するものとする。

## 3. 技術者等

受託者は、業務の円滑な進捗を図るために、十分な経験を有する技術者を複数配置するものとする。

特に主任技術者については、業務の全般にわたり技術的監理及び指導を行うことができる者とする。

## 4. 届出等

1) 受託者は、業務の着手完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 主任技術者届
- (4) 完了届

## 5. 資料の貸与

業務の履行上必要な資料の収集は、原則的には受託者が行うものであるが、本市が保有する調査資料または文献等で業務に必要なものは貸与するものとする。

ただし、資料の貸与は所定の手続によるものとし、貸与した資料は業務完了後速やかに返却するものとする。

## 6. 成果品

受託者は、業務完了に際し、次の成果品を提出するものとする。

なお、成果品の作成にあたっては、編集方法等について、あらかじめ本市と協議のうえ作成するものとする。

- 1) 下関市ごみ組成調査報告書 A 4 版製本 5 部
- 同上電子データ 1 式

## 7. 議事録

受託者は、業務履行上の協議及び打合せの都度、その議事録を作成し、本市に提出して双方確認するものとする。

## 第2章 特記仕様書

### 1. ごみ組成調査

ごみ組成調査について現地調査を行うこととする。

調査は、現行の可燃ごみとして排出されているごみの組成について調査を行い、減量化・資源化を将来的に進めていくための基礎資料とするものである。

・可燃ごみ

#### (1) 実施時期

夏季（令和8年8月頃予定）

冬季（令和8年12月頃予定）

実施日については、本市の判断により決定するものとする。

#### (2) 対象施設

奥山工場

#### (3) 調査回数

夏季：2検体（家庭系1検体、事業系1検体）×2回＝4検体とする。

冬季：2検体（家庭系1検体、事業系1検体）×2回＝4検体とする。

#### (4) 調査内容

ごみ組成分析（23種類）、単位容積重量、3成分（水分・可燃分・灰分）とする。

ごみ組成の23種類については、別表「ごみ組成の種類」に掲げるものとする。

#### (5) ごみ質分析方法

原則として厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知（昭和52年11月4日付 環整第95号）による方法にて調査を行うものとする。

#### (6) サンプルング方法

[家庭系]

収集車より無作為採取を行う。

収集車数台間隔に1台の車両から10kg以上取り、合計200kg以上採取する。

[事業系]

ピット内のごみを十分攪拌したのち、200kg以上採取し、ホッパーステージにて調査する。

それぞれの方法により採取した試料は、スコップ等でよく攪拌して均一化した試料を四分法により縮分を繰り返し、試料として30kg程度になるまで縮分調整を行うものとする。

#### (7) 留意事項

調査日程については、本市と協議のうえ決定するものとする。

調査作業に必要なスペースについては本市より指示を行うものとする。

別表 ごみ組成の種類

番号	組成の種類
1	a. 紙類 (b～g 以外のもの)
2	b. 紙おむつ
3	c. 新聞紙
4	d. 雑誌類 (コピー用紙等事務系用紙を除く)
5	e. ダンボール
6	f. 紙パック
7	g. コピー用紙等事務系用紙
8	h. その他紙製容器包装
9	i. ビニール・合成樹脂 (i～l 以外のもの)
10	j. ゴム・皮革類
11	k. ペットボトル
12	l. その他のプラスチック製容器包装 (ラップ、シート、ボトル、カップ、トレイ類)
13	m. その他のプラスチック製容器包装 (汚れが取れないもの)
14	n. 布類
15	o. 木・竹・ワラ類
16	p. ちゅう芥類
17	q. 有害ごみ
18	r. 燃やせないごみ
19	s. びん
20	t. 缶
21	u. 缶以外の金属類
22	v. その他複合品
23	w. その他 (孔眼寸法約 5mm のふるいを通過したもの)